

大分大学教育学部実習生規程

平成28年4月1日制定
平成28年教育学部規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教育学部（附属教育実践総合センター及び附属学校園を含む。以下「本学部」という。）における実習生の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「実習生」とは、教諭、看護師又は栄養士の養成を目的とする高等学校、専修学校、大学その他の機関及び大分大学（以下「本学」という。）における本学部以外の学部（以下「養成機関等」という。）の長からの要請により、本学部において実習を行う養成機関等の学生等をいう。

(申請及び許可)

第3条 本学部において実習の実施を希望する養成機関等の長は、あらかじめ別に定める申請書により申請し、教育学部長（附属教育実践総合センターにあつては附属教育実践総合センター長、附属学校園にあつては各校園長。以下「学部長等」という。）の許可を受けなければならない。

- 2 学部長等は、前項の規定により申請があつた場合は、本学部の業務に支障を及ぼさない範囲で実習生の受入れを許可することができる。
- 3 実習生の受入期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(実習の期間、方法及び内容)

第4条 実習生の受入期間、実習方法、及び実習内容については、本学部と養成機関等で別途協議し、定めるものとする。

- 2 学部長等は、実習内容等に応じて指導者を定め、その指導に当たらせるものとする。

(実習料)

第5条 実習に係る実習料の月額及び日額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 養成機関等（本学における本学部以外の学部を除く。）
 - ア 1人当たり月額5,500円（消費税等を含む。）
 - イ 1人当たり日額275円（消費税等を含む。）
- (2) 本学における本学部以外の学部
 - ア 1人当たり月額4,400円（消費税等を含む。）
 - イ 1人当たり日額220円（消費税等を含む。）
- 2 実習料が前項の規定により難しいときは、必要な協議を経た上で、実習料を別に定めることができるものとする。
- 3 養成機関等の長は、第3条第2項の規定により実習生受入れの許可を受けたときは、実習料又は実施料相当額を、次の各号に掲げるとおり納入又は移算するものとする。
 - (1) 養成機関等（本学における本学部以外の学部を除く。） 所定の振込依頼書により実習料を所定の期日までに納入
 - (2) 本学における本学部以外の学部 実施料相当額を所定の期日までに本学部予算に移算
- 4 学部長等は、養成機関等の長が実習料又は実施料相当額を所定の期日までに納入又は移算しない場合は、実習生の受入れを取り消すことができる。
- 5 既納の実習料は、返還しないものとする。

(関係規程等の遵守)

第6条 実習生は、大分大学の関係規程等を遵守し、指導者の指示に従わなければならない。

(実習の停止等)

第7条 実習生が前条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、学部長等は当該実習生の実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すことができる。

(実習生の事故等)

第8条 実習生が、その故意又は過失等により施設、設備等を毀損等した場合は、養成機関等の長は速やかに原状に復し、又は当該損害を賠償するものとする。

2 実習中における実習生の負傷又は疾病については、大分大学に過失がある場合を除き、養成機関等の長の責めにおいてその処置を行うものとする。

(実習の報告)

第9条 養成機関等の長は、学部長等に対して、実習の結果等に係る必要な事項について報告を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項は学部長等が養成機関等の長と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年教育学部規程第5号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年教育学部規程第1号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。